3　基本理念

官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法等の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行わなければならないこと等とした。（第三条関係）

4　国、地方公共団体及び事業者の責務

国、地方公共団体及び事業者の責務について定めることとした。（第四条～第六条関係）

5　法制上の措置等

政府は、官民データ活用の推進に関する施策の実施のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）

6　官民データ活用推進基本計画等

政府及び都道府県は、官民データ活用の推進に関する基本的な計画を定め、市町村は、定めるよう努めるものとした。（第八条及び第九条関係）

7　基本的施策

㈠　国は、行政手続に関し、情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるもの等とした。（第一〇条関係）

㈡　国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じ、事業者は、講ずるよう努めるものとした。（第一一条関係）

㈢　国は、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用できるよう、必要な措置を講ずるものとした。（第一二条関係）

㈣　国は、個人番号カードの普及及び活用に関する計画策定その他の必要な措置を講ずるもの等とした。（第一三条関係）

㈤　国は、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、必要な措置を講ずるものとした。（第一四条関係）

㈥　国及び地方公共団体は、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保その他の措置を講ずるもの等とした。（第一五条関係）

㈦　国は、先端的な技術に関する研究開発、官民データ活用に係る専門知識又は技術を有する人材の育成、教育及び学習の振興等に必要な措置を講ずるものとした。（第一六条～第一八条関係）

㈧　国は、国と地方公共団体の施策の整合性の確保に必要な措置を講ずるものとした。（第一九条関係）

8　官民データ活用推進戦略会議

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議を置くこととした。（第二〇条～第二八条関係）

9　施行期日等

㈠　国は、地方公共団体の実情を勘案し、必要に応じて必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとした。（附則第二項関係）

㈡　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を改正することとした。（附則第三項関係）

㈢　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇再犯の防止等の推進に関する法律（法律第一〇四号）（法務省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

(1)　この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　基本理念

(1)　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとした。（第三条第一項関係）

(2)　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとした。（第三条第二項関係）

(3)　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとした。（第三条第三項関係）

(4)　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとした。（第三条第四項関係）

㈣　再犯防止推進計画

(1)　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(2)　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとした。（第七条第二項関係）

イ　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

ロ　再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

ハ　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

ニ　矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

ホ　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

㈤　地方再犯防止推進計画

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

㈥　その他

国等の責務、連携、民間団体等に対する情報の提供、民間団体等による個人情報の取扱い、再犯防止啓発月間、法制上の措置等及び年次報告について所要の規定を設けることとした。（第四条～第六条、第九条及び第一〇条関係）